

参考資料 1 沖縄県地域公共交通協議会規約

沖縄県地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議

事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。

沖縄県生活交通確保維持協議部会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保維持を図るため、沖縄県生活交通確保維持協議部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の第7条及び第21条で規定する生活交通確保維持改善計画に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員がやむ得ない事由により欠席する場合、その委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(会長)

第4条 部会に会長を置き、会長は沖縄県企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 部会の議長は、会長が務める。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 部会の議事は、会議に出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ、利用者の代表など関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面等による部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、部会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。ただし、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表示」と、同第4項中「会議に出席した委員（代理出席者を含む。）」を「書面等により意思表示した委員」と、同第5項中「関係者の出席を求め、」を「関係者から書面等により」に読み替える。

(事務局)

第8条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沖縄県企画部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会及び事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

(別表第1) 沖縄県生活交通確保維持協議部会委員

沖縄県企画部長
沖縄総合事務局運輸部長
那覇市長
宜野湾市長
石垣市長
浦添市長
名護市長
糸満市長
沖縄市長
豊見城市長
うるま市長
宮古島市長
南城市長
国頭村長
大宜味村長
東村長
今帰仁村長
本部町長
恩納村長
宜野座村長
金武町長
伊江村長
読谷村長
嘉手納町長
北谷町長
北中城村長
中城村長
西原町長
与那原町長
南風原町長
粟国村長
久米島町長
八重瀬町長
竹富町長
伊江島観光バス(株) 代表取締役社長
沖縄バス(株) 代表取締役社長
(株)琉球バス交通 代表取締役社長
平安座総合開発(株) 代表取締役社長
(株)八千代バス・タクシー 代表取締役社長
宮古協栄バス(資) 代表社員
(資)共和バス 代表社員
東運輸(株) 代表取締役社長
西表島交通(株) 代表取締役
沖縄県企画部交通政策課長

沖縄県地域公共交通協議会規約【細則】

沖縄県地域公共交通協議会規約第12条の規定に基づき、会長が別に定める細則を次のとおり定める。

(会議)

第1条 会議の議決方法は、沖縄県公共交通協議会規約第7条第3項の規定に基づくものとし、議決にあたっては交通事業者の意見を尊重するものとする。

(附則)

第2条 この細則は、令和5年11月29日から施行する。

沖縄県地域公共交通協議会 委員名簿

委員(51名)

	所属	職名	氏名	備考
有識者	琉球大学工学部	名誉教授	池田 孝之	
	琉球大学工学部	准教授	神谷 大介	
	東京大学大学院 新領域創成科学研究科	特任教授	中村 文彦	
交通利用者	(一社) 沖縄県PTA連合会	事務局長	島 史生	
	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	事務局長	高良 正樹	
	(公財) 沖縄県老人クラブ連合会	会長	砂川 博紀	
	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	専務理事	真鳥 洋企	
交通事業者	那覇バス株式会社	取締役副社長	鹿毛 建造	
	株式会社琉球バス交通	代表取締役	小川 吾吉	
	沖縄バス株式会社	取締役社長	新川 幹雄	
	東陽バス株式会社	代表取締役	新入 勝行	
	合同会社やんばる急行バス		谷田貝 哲	
	株式会社北部観光バス	常務取締役	宮城 敦	
	有限会社カリー観光	社長室長	鹿川 幸一郎	
	東京バス株式会社	常務取締役	佐藤 智彦	
	(一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	会長	東江 一成	
	沖縄都市モノレール株式会社	代表取締役社長	渡慶次 道俊	
国	内閣府 沖縄総合事務局	開発建設部長	坂井 功	
	内閣府 沖縄総合事務局	運輸部長	星 明彦	
県	沖縄県	企画部長	金城 敦	
	沖縄県	子ども生活福祉部長	宮平 道子	
	沖縄県	文化観光スポーツ部長	宮城 嗣吉	
	沖縄県	土木建築部長	前川 智宏	
	沖縄県教育庁	教育長	半嶺 満	
	沖縄県警察本部	交通部長	安里 準	

沖縄県地域公共交通協議会 委員名簿

委員(51名)

	所属	職名	氏名	備考
市町村	那覇市	副市長	金城 康也	
	宜野湾市	市長	松川 正則	
	浦添市	副市長	新垣 剛	
	名護市	市長	渡具知 武豊	
	糸満市	市長	當銘 真栄	
	沖縄市	市長	桑江 朝千夫	
	豊見城市	市長	徳元 次人	
	うるま市	副市長	佐久川 篤	
	南城市	市長	古謝 景春	
	国頭村	村長	知花 靖	
	大宜味村	村長	友寄 景善	
	東村	村長	當山 全伸	
	今帰仁村	村長	久田 浩也	
	本部町	町長	平良 武康	
	恩納村	村長	長浜 善巳	
	宜野座村	村長	當眞 淳	
	金武町	町長	仲間 一	
	読谷村	村長	石嶺 傳實	
	嘉手納町	町長	當山 宏	
	北谷町	町長	渡久地 政志	
	北中城村	村長	比嘉 孝則	
	中城村	村長	浜田 京介	
	西原町	町長	崎原 盛秀	
	与那原町	町長	照屋 勉	
	南風原町	町長	赤嶺 正之	
	八重瀬町	町長	新垣 安弘	